

本仕様書は、八代市（以下「甲」と言う。）が実施する「平成28年度 八代市移住者交流ネットワークづくり事業」に関し、受託者（以下「乙」と言う。）が行う業務について必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名 「平成28年度 八代市移住者交流ネットワークづくり事業」 業務

## 2 事業目的

本市では、移住支援策の一つとして、移住者が主体となった支援組織（以下、「移住者交流ネットワーク」と言う。）の構築を目指している。

「移住者交流ネットワーク」は、継続的な交流会等の開催を通じて、移住者同士が相談や交流を行うことを初期の活動とし、将来的には新規移住の手助けなど活動の展開を期待している。

そのため、昨年度は先ず、本市に移住した人々へ参加を呼びかけて交流会（ワークショップ）を開催し、移住に関する実態把握を行った。参加者からは、「移住してからの困り事」に関する意見も伺えた。

本年度は、「移住者交流ネットワーク」の活動内容、実施方法や体制について参加者で話し合い、今後の活動計画としてまとめることを目指す。また、活動の一環として「移住してからの困り事」を手助けするツールの作成を行うこととする。

3 委託期間 契約の日から平成29年3月31日（金）までとする。

## 4 業務内容

### （1）ワークショップの開催

以下を行うためのワークショップを計3回程度開催すること。ワークショップの参加者は、UJターンや婚姻等により本市へ移住した人とし、居住年数は問わない。

ア. 「移住者交流ネットワーク」が行う活動内容の検討

イ. 「移住者交流ネットワーク」が主体となって継続的に交流会等の活動を行う方法や体制の検討

ウ. 上記ア. 及びイ. による検討結果をまとめた活動計画の作成

エ. 「移住してからの困り事」を手助けするツールの作成。ツールは、本市の方言や通称地名が分かるリーフレットを想定しているが変更もあり得る。

### （2）ワークショップの講師・ファシリテーター等の手配

講師・ファシリテーター等は、移住・定住組織立ち上げに関する知見や類似業務の経験等を有する者を選定し手配すること。

### （3）会場の手配

参加者が来場し易いよう、交通の利便性の良い場所を選定するとともに、駐車場や会場スペース等を十分確保すること。

### （4）ワークショップ等の開催通知

ワークショップ等の開催通知は、前年度事業の参加者、その他甲が指定する者へダイレクトメー

ル等により行うこと。

(5) 報告書の作成

実施した各ワークショップの事業内容、実施概要及び成果に関する報告書を作成し、提出することとする。

5 成果品

(1) 下記を含んだ業務報告書を納入することとする。

ア. 4 事業内容(1)ウ. で作成した活動計画

イ. 4 事業内容(1)エ. で作成したツール(リーフレット) 5,000部

※甲が編集・増刷ができるようA1(アドビ・イラストレータ)ファイルでも納入すること  
ウ. 「移住者交流ネットワーク」のメンバーの氏名・連絡先等を記載した名簿。

エ. 本業務で使用した資料一式

(2) 成果品は、業務が完了したときは速やかに完了届及び成果品を納入し、業務責任者立会のうえで甲の検査を受けるものとする。

(3) 成果品は、一般的な汎用ソフト等で対応可能なデータでも納入することとする。

(4) 乙は、本業務完了後といえども過失又は疎漏に起因する不良が発見された場合は速やかに成果品の改善をしなければならない。また、これに要する経費は乙が負担するものとする。

(5) 成果品の著作権については、すべて甲に帰属するものとする。乙は、甲の承認なしにこれを使用してはならない。

6 その他

(1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(2) 乙は、業務着手に先立ち、業務行程表を提出するものとする。

(3) 乙は、業務の実施にあたっては逐次、本市と協議を行い、協議録等を作成し提出すること。

(4) 業務に従事している者は、業務の内容について機密を守り、甲の許可なく第三者に公表・転用及び貸与してはならない。(業務完了後も含む。)

(5) 業務上、乙の不注意や不備により生じたすべての費用は、乙が負担とするものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、乙は速やかに甲と協議を行うものとする。